

富山県市町村デジタル人材確保支援
業務委託仕様書

令和8年5月
富山県情報システム課

内容

1. 事業の趣旨.....	3
2. 契約の性質.....	3
3. 業務実施体制.....	3
(1) 人員配置と業務内容について.....	3
(2) 指揮命令系統.....	4
(3) デジタル人材（SE）配置の要件.....	4
(4) 障害対応に関する要件.....	4
4. 業務内容.....	4
(1) 準備期間（地方公共団体情報システム標準化2ヶ月前～）.....	4
(2) 運用期間（地方公共団体情報システム標準化移行後～）.....	5
5. 業務の実施方法.....	5
(1) 業務依頼.....	5
(2) 勤務場所及び機材.....	6
6. 提出資料.....	6
7. 委託期間.....	6
8. 秘密の保持.....	6
9. セキュリティ確保.....	7
10. 特定個人情報の取扱い.....	7
11. 障害発生時の対応について.....	8

1. 事業の趣旨

地方公共団体情報システムの標準化・共通化（以下「標準化」という。）の移行期において、管内市町村では専門的な知識を有するデジタル人材の不足が課題となっている。本事業は、県（以下「発注者」という。）が民間事業者（以下「受注者」という。）と委託契約を締結し、高度なスキルを有するデジタル人材を複数の市町村及び一部事務組合（以下「支援団体等」という。）に配置（巡回・リモート支援）することで、地方公共団体情報システムの円滑な稼働を支援することを目的とする。

2. 契約の性質

本契約は、民法第 656 条に基づく準委任契約とする。受注者は、本仕様書に基づき、善良なる管理者の注意をもって業務を遂行するものとし、業務の遂行にあたっては、受注者の責任において自社の従事者に対する指揮命令を行うものとする。

3. 業務実施体制

受注者は、以下の体制を構築し、業務を遂行すること。

(1) 人員配置と業務内容について

人員は統括責任者（以下「PM：プロジェクトマネージャー」とする。）及びデジタル人材（以下「SE」とする。）を配置する。

1. 統括責任者（PM）：1名以上

- ① 発注者と連携し、本事業全体の進捗管理、品質管理、および従事者への指揮命令を担う者
- ② PMは原則として受注者の事業所等で勤務し、支援団体等からの業務依頼を一元的に受け付け、現場のSEへ指示を行うこと。
- ③ SEの体調不良や災害、その他の緊急時案の発生により、SEの派遣が困難な状況となった場合は、発注者と協議し、対応すること。
- ④ 障害発生時に発注者および支援団体等との連絡調整を行うとともに、修正対応の指揮を執ること。対応後は再発防止策を策定すること。
- ⑤ 発注者と受注者による定例報告会をオンラインで1か月に1回以上開催すること。

2. デジタル人材（SE）：令和8年度は5名程度（市町村2団体につき1名を基準）

- ① PMの指示に基づき、担当する支援団体等において実務支援を行う者
- ② 原則としてSE1名が担当する市町村2団体を主に巡回し業務を行う。なお、リモート環境での実施が可能な業務については、支援団体等とPMで協議のうえ、リモート環境で行うことができる。
- ③ 「4.業務内容」記載の事項について、PMの裁量に基づき、業務内容を定め、業務実施計画書にSEの業務を明記すること。

- ④ 受注者の作業を要因とするシステム障害発生時には、原因究明に協力するとともにPMの指示を基に設定や作業手順の修正を行うこと。再発防止策を遵守すること。

(2) 指揮命令系統

1. 支援団体等の職員は、SEに対して直接の業務指揮命令（業務の配分、技術的指導、出退勤の管理等）を行わないものとする。
2. 支援団体等の職員による業務上の連絡・調整及び定型業務等の依頼は、原則としてメールによりPMに行うこと（受注者においてチャットツールや課題管理ツールなどのデジタルツールを用いて、ログが残る形式で連絡を行う場合は、発注者の了解を得た上で当該ツールを使用することができる）。またPMは支援団体等からの依頼等を契約内容に照らして確認し、自己の指揮下にあるSEに指示する。なお、PMからの指示のもと、SEが業務を行う上で必要となる説明・情報交換等は支援団体等の職員から受けることが可能とする。

(3) デジタル人材（SE）配置の要件

基本は以下のとおりであるが、各支援団体等の実情や業務内容に合わせ、1団体当たりの配置や巡回回数、時間をPMが調整すること。対象期間は最大で令和8年7月から当該年度3月31日までとする。

1. 対象時間 午前9時00分から午後5時00分までの内、各支援団体等の希望する時間
(※ただし、提案上限額内に収まるように調整すること)
2. その他支援団体等の開庁日等、巡回日の調整を行うこと。

(4) 障害対応に関する要件

1. 受注者は地方公共団体情報システム運用保守事業者及びその他の関連事業者との運用保守における責任分界点について、契約時に発注者と協議し明確に定義すること。
2. 運用保守支援におけるシステム障害発生時において、受注者の作業を要因とする障害であったことが明らかになった場合には、ただちにプログラム及びデータの修正、復旧を行うこと。障害対応のフローを構築すること。

4. 業務内容

受注者は、契約締結日から標準化移行後の安定化期間において、以下の業務を実施する。なお、業務は受注者が作成し、発注者及び支援団体等が合意した「業務実施計画書」に基づいて遂行すること。

(1) 準備期間（地方公共団体情報システム標準化2ヶ月前～）

1. 業務実施計画の策定：発注者及び支援団体へのヒアリングを行い、支援業務内容とスケジュールを記した業務実施計画を策定する。

2. 受入環境の整備：リモートアクセス環境やセキュリティルールの確認、発注者及び支援団体等の了承が得られた場合は連絡調整のためのデジタルツールを導入すること。
3. 令和8年7月から発注者が別紙1で定める業務開始時期に向けて、事業実施体制を整備すること。
4. 地方公共団体情報システム標準化後の円滑な運用のための支援

(例) 現行システムに登録されたデータ抽出ツール等の設定やEUCの抽出設定、CSV定義等を新システムに登録すること。

(2) 運用期間（地方公共団体情報システム標準化移行後～）

以下の業務について、定型業務として実施すること。また業務に係る支援団体等からの依頼は、原則メールを用いてPMが一元的に受付し、実施すること。

※プロポーザルの提案内容を踏まえ、変更する場合がある。

1. 地方公共団体情報システム運用保守支援

- 本番環境・検証環境でのバッチスケジュール登録の実施、エラーログの確認・報告
- 共通マスタの登録・更新（支援団体等の依頼に基づく作業）
- 上記操作に関するマニュアルの作成・更新
- 以上の対応のための問い合わせ対応

2. EUCによるデータ抽出およびデータ抽出支援

- 支援団体からのデータ抽出依頼に基づき、データ抽出ツール等を用いてデータを抽出・提供する。
- 事前にデータ抽出ツール等の設定を実施する。
- 上記操作に関するマニュアルの作成・更新
- データ抽出に係る問合せ対応等

3. 操作・教育支援（研修等）

- 支援団体等の職員向け操作説明会、セキュリティ研修の講師派遣

5. 業務の実施方法

(1) 業務依頼

支援団体等から受注者への業務依頼は、原則として以下のフローにより行う。

1. 依頼：支援団体等の担当者が、受注者に原則メールで依頼内容を送信。
2. 承認・指示：PMが内容を確認し、業務範囲内であることを承認した上で、SEに作業指示を行う。

3. 実施・報告：SE が作業を実施し、PM および支援団体等へ完了報告を行う。

(2) 勤務場所及び機材

1. 業務実施場所は、別紙「業務実施拠点一覧」記載の発注者及び支援団体等の庁舎内の指定場所、または受注者の事業所（テレワーク含む）とし、発注者と受注者の協議により定める。
2. 支援団体等の庁舎内で業務を行う場合、原則として受注者は自らの業務遂行に必要な機材（PC等）を持ち込み支援団体等の許可を得て庁内ネットワークに接続して使用する。ただし、セキュリティ上、支援団体等の端末使用が必須の場合は、使用貸借等の契約手続きを経て使用すること。

6. 提出資料

受注者は業務遂行に当たり、発注者に以下の参考資料を提出すること。

名称	内容	部数	提出期限
1. 業務実施計画書	業務実施に係る支援業務計画書	電子媒体 1 部	契約後 1 か月以内
2. 月次業務報告書	各支援団体等での作業実績、課題管理表を含む	電子媒体 1 部	契約後、月末締め翌月第 1 週営業日末日
3. 各種作成ドキュメント	本業務の遂行過程において、必要に応じて作成された付随的資料（操作マニュアル、研修資料等）	電子媒体 1 部	随時
4. 業務完了報告書	業務実施計画に対する業務完了報告書	電子媒体 1 部	年度末日
5. 秘密保持方針申請書	秘密保持に関し講ずる措置に関する方針及び内容を記載	電子媒体 1 部	契約後 1 か月以内
6. 秘密保持に関する誓約書の写し	秘密保持に関し、関与する労働者全員の誓約書の写し	電子媒体 1 部	契約後 1 か月以内

7. 委託期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日

8. 秘密の保持

1. 受注者は、本業務の実施における発注者及び支援団体等の秘密の保持に関し、全ての業務従事者に誓約書を提出させ、その写し（再委託等の相手方の全ての業務従事者の誓約書の写しを含む。）を発注者に提出するものとする。

2. 受注者は、本業務の実施における発注者の秘密の保持に関し講ずる措置に関する方針及び内容について、あらかじめ書面（再委託等の相手方の書面の写しを含む。）により発注者に提出し、その承認を得なければならない。
3. 受注者は、本業務を行ううえで知り得たことについては、契約期間中及び契約期間終了後において、いかなる理由によっても他人に漏えいしてはならない。
4. 受注者は、本業務の履行に関する守秘義務の遵守において、退職した者についても責任を負う。

9. セキュリティ確保

1. 受注者は、運用保守作業でのテストに際し、個人情報及び特定個人情報をやむを得ず用いる場合には、発注者及び支援団体等の指示した場所及び方法で使用するものとし、その必要とする範囲を超えて使用してはならない。
2. 受注者は、業務従事者にその身分を示す証明書を常に携帯させ、発注者及び支援団体等の請求があるときは、直ちにこれを提示させなければならない。

10. 特定個人情報の取扱い

1. 受注者は、本業務の遂行にあたり、特定個人情報を取り扱う場合、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法第 27 号。以下「番号法」という。）」、「個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。）」および関連する政省令、ガイドライン等を遵守しなければならない。
2. 受注者は、特定個人情報の漏えい、滅失またはき損の防止その他の特定個人情報の適切な管理のために、必要かつ適切な安全管理措置（組織的、人的、物理的および技術的安全管理措置）を講じなければならない。
3. 受注者は、本業務の遂行に必要な範囲を超えて特定個人情報を取り扱ってはならない。また、番号法第 9 条に定める利用範囲を超えて特定個人情報を利用、提供または保管してはならない。
4. 受注者は、特定個人情報を取り扱う業務の全部または一部を第三者に再委託してはならない。ただし、発注者の書面による事前の承諾を得た場合はこの限りではない。なお、再委託を行う場合、受注者は再委託先に対して、本仕様書に基づき受注者が負う義務と同等の義務を負わせ、かつ、再委託先に対する必要かつ適切な監督を行うこと。
5. 受注者は、特定個人情報を取り扱う事務従事者を明確に特定し、その者以外の者に特定個人情報を取り扱わせてはならない。また、当該事務従事者に対し、特定個人情報の安全管理に関する必要かつ適切な教育および監督を行うこと。
6. 受注者は、本業務が終了したとき、又は特定個人情報を保持する必要がなくなったときは、発注者の指示に従い、速やかに復元不可能な手段により特定個人情報を消去または廃棄し、その旨を証明する書面（廃棄証明書等）を発注者に提出しなければならない。

7. 受注者は、特定個人情報の漏えい等の事故が発生した、または発生したおそれがあることを知ったときは、直ちに発注者に報告し、発注者の指示に従い、被害の拡大防止、原因究明、再発防止等の必要な措置を講じること。
8. 発注者は、必要があると認めるときは、受注者における特定個人情報の取扱状況について報告を求め、または実地検査を行うことができる。受注者は、正当な理由なくこれを拒んではならない。

11. 障害発生時の対応について

1. 受注者の作業が要因となるシステム障害が発生した場合には、障害発生の原因となった作業を確認し、設定の修正、復旧に向けた対応を行うこと。また対応終了後には再発防止に向けた必要な措置を講じること。
2. 受注者の責による障害で、受注者での復旧が困難な障害が発生した場合にはシステム運用保守事業者と協力し、対応すること。また受注者の故意または重大な過失により障害が発生した場合、当該障害の復旧に係る費用が生ずる場合には、受注者が負担すること。

別紙

業務実施拠点一覧

(1) 富山県

番	団体名	住所
1	富山県	富山市新総曲輪1番7号

(2) 支援団体（市町村15拠点）

番	団体名	住所
1	富山市	富山市新桜町7-38
2	高岡市	高岡市広小路7-50
3	魚津市	魚津市釈迦堂1-10-1
4	氷見市	氷見市鞍川1060番地
5	滑川市	滑川市寺家町104
6	黒部市	黒部市三日市1301
7	砺波市	砺波市栄町7-3
8	小矢部市	小矢部市本町1-1
9	南砺市	南砺市荒木1550
10	射水市	射水市新開発410-1
11	舟橋村	中新川郡舟橋村仏生寺55
12	上市町	中新川郡上市町法音寺1
13	立山町	中新川郡立山町前沢2440
14	入善町	下新川郡入善町入膳423
15	朝日町	下新川郡朝日町道下1133

(3) 支援対象団体（一部事務組合3拠点）

番	団体名	住所
1	中新川広域行政事務組合	中新川郡舟橋村国重242番地
2	新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合	黒部市北新199番地
3	砺波地方介護保険組合	砺波市栄町7番3号

※一部事務組合に関しては、構成団体の介護保険業務分を支援対象とする。各団体の構成市町村は次の通り。中新川広域行政事務組合（舟橋村、立山町、上市町）、新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合（黒部市、入善町、朝日町）、砺波地方介護保険組合（砺波市、小矢部市、南砺市）